

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿



厚生労働省医薬食品局長

薬剤師に対する再教育研修の実施について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により薬剤師法（昭和35年法律第146号）の一部改正が行われ、平成20年4月1日より、行政処分を受けた薬剤師に対して再教育研修（以下「再教育」という。）を実施することとされたところである。

貴職におかれては、下記の内容を御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 再教育の対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び業務停止処分を受けたすべての者及び再免許を受けようとするすべての者であること。

2. 再教育の内容等

(1) 再教育の内容は倫理研修及び技術研修とし、研修の形態は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 戒告処分を受けた者 集合研修
- ② 業務停止1年未満の処分を受けた者 集合研修及び課題研修又は集合研修及び個別研修
- ③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 集合研修及び個別研修

(2) 再教育の対象者は、集合研修を受けようとする際に、それぞれ以下の手数料を納付すること。

- ① 戒告処分を受けた者
 - (ア) 倫理の欠如によって処分を受けた者 9,950円
 - (イ) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 19,900円
- ② 業務停止1年未満の処分を受けた者
 - (ア) 倫理の欠如によって処分を受けた者 19,900円
 - (イ) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 61,000円
- ③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 61,000円

3. 集合研修

(1) 研修内容

集合研修の内容は、薬剤師としての倫理の保持に関する研修（倫理研修）又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修（技術研修）であること。

(2) 研修時間

集合研修に係る再教育の対象者が受けるべき集団研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 戒告処分を受けた者
 - ア 倫理の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当
 - イ 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当
- ② 業務停止1年未満の処分を受けた者
 - ア 倫理の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当
 - イ 知識・技能の欠如によって処分を受けた者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当
- ③ 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 倫理研修1日相当及び技術研修1日相当

(3) 研修報告書の提出

当該対象者は、研修終了後、研修報告書を厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

4. 課題研修

(1) 研修内容

課題研修の内容は、当該研修の対象者（倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者）の処分の原因となった事由に関連する内容について、少人数のグループ討議形式で行うものであること。

(2) 研修時間

課題研修に係る再教育の対象者（倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者）が受けるべき課題研修の時間は、原則として、1日相当とすること。

倫理の欠如によって業務停止1年未満の処分を受けた者 1日相当

(3) 研修報告書の提出

当該対象者は、研修終了後、研修報告書を厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

5. 個別研修

(1) 研修内容

個別研修の内容は、薬剤師としての倫理の保持に関する研修（倫理研修）又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修（技術研修）であること。

(2) 研修期間

個別研修に係る再教育の対象者が受けるべき個別研修の時間は、原則として、以下のとおりとすること。

- ① 業務停止1年未満の処分を受けた者で知識・技能の欠如によって処分を受けた者 技術研修20日
 - ② 業務停止1年以上の処分を受けた者及び再免許を受けようとする者 倫理研修及び技術研修計30日
- なお、個別研修として、薬剤師の業務を伴う研修を行おうとする場合には、当該業務を伴う研修については、業務停止等の期間が終了した後又は再免許を受けた後に行うことになること。

(3) 個別指導者の選任

個別研修対象者が受けようとする場合には、個別指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）を選任する必要があること。

(4) 個別指導者の要件

厚生労働大臣は、次の要件を満たす者を個別指導者として指名すること。

- ① 薬剤師免許取得後5年以上経過している者であること。
- ② 個別研修対象者に対して助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有していること。具体的には、次のいずれかに該当する者であること。

ア 薬局又は医療機関において、薬剤師の指導に継続的に従事した経験を有する者

イ 大学の薬学部又は薬科大学において、学生の指導に継続的に従事した経験を有する者

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識・技術を有する者

なお、薬剤師以外の者を含めた複数の者を個別指導者として選任することを希望する場合には、個別に厚生労働省医薬食品局総務課まで相談されたい。

(5) 個別研修計画書の作成等

個別研修対象者は、個別指導者の協力を得た上で、個別研修を開始しようとする日の30日前までに、氏名、生年月日、薬剤師名簿の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の実施期間、個別指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修計画書を作成し、当該計画書の内容が適切である旨の個別指導者の署名を受けた上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

なお、個別研修計画書は、当該対象者の処分事由に関連する内容を含むものでなければならないこと。また、当該計画書の内容が適切でない認められる場合には、当該計画書の内容の変更を命じることがあり得ること。

(6) 個別研修修了報告書の作成等

個別研修対象者は、個別研修を修了したときは、氏名、生年月日、薬剤師名簿の登録番号・登録年月日（再免許を受けようとする者を除く。）、個別研修の内容、個別研修の開始・修了年月日、個別指導者の氏名及びその他必要な事項を記載した個別研修修了報告書を作成し、当該対象者が個別研修を修了したものと認める旨の個別指導者の署名を受けた上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

6. 再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録

(1) 登録の申請手続

再教育を修了した者が、再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録の申請を行う場合には、手数料の額に相当する収入印紙を貼付した申請書に薬剤師免許証の写しを添付した上で、厚生労働省医薬食品局総務課まで提出すること。

なお、個別研修対象者が申請を行う場合にあっては、薬剤師免許証の写しに加えて、個別研修修了の際に当該対象者に交付する個別研修修了証の写しを添付する必要があること。

(2) 留意事項

再教育の命令を受けた薬剤師であって、再教育を修了した旨の薬剤師名簿への登録を受けていない者（以下「再教育未修了薬剤師」という。）については、薬剤師法（昭和35年法律第146号）等関係法令の規定により、以下のよう

な扱いとなること。

① 再教育未修了薬剤師に係る処分に関する事項については、厚生労働大臣による公表の対象となること。

② 再教育未修了薬剤師は、薬局の管理者になれないこと。

なお、再教育を受けなかった薬剤師については、薬剤師法の規定による罰則の対象となること。

7. 再教育の対象者に対する弁明の機会の付与等

再教育の対象者については、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により弁明の機会を付与する必要があるが、再教育に係る弁明の機会の付与については、当該対象者に対する薬剤師法の規定による行政処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与と併せて行うことがあること。

同様に、都道府県知事が再教育の対象者に対して行う弁明の聴取についても、当該対象者に対する薬剤師法の規定による行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と併せて行うこととして差し支えないこと。

8. 薬局開設の許可申請における再教育研修修了登録証の提示等

薬事法（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定に基づき、薬局開設の許可を受けようとする者が薬局開設の許可を申請する場合又は同法第10条に基づき許可を受けた者が変更の届出をする場合は、行政処分を受けた薬剤師に薬局を管理させるときは、再教育研修修了登録証を提示、又はその写しを添付しなければならないこと。



薬食発第0331003号
平成20年3月31日

(別添)

意見の聴取等実施要領

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬剤師に対する不利益処分に係る意見の聴取等の実施について

標記については、医師法、歯科医師法及び保健婦助産婦看護婦法意見の聴取等手続規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第64号）により、薬剤師法に係る意見の聴取等手続が追加され、題名も、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法及び薬剤師法意見の聴取等手続規則（平成7年厚生省令第60号）に改正したところであるが、意見の聴取及び弁明の聴取の実施に当たっては、別添「意見の聴取等実施要領」に留意の上、その円滑な実施につき御配慮願いたい。

第一 趣旨

薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により都道府県知事等が行う意見の聴取及び弁明の聴取の手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）その他関係法令の規定によるほか、この要領の定めるところによること。

第二 事案の把握及び予定される不利益処分のお知らせ

1 薬剤師法第8条第2項に基づく行政処分の対象となり得る事案を、新聞報道等の情報に基づき、遺漏なく正確に把握すること。

なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する者が処分の名宛人になり得るものと考えられること。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定に基づき保険薬剤師の登録の取消処分を受けたこと。
- (2) 公判中であること。
- (3) 精神病の発病等が認められること。

2 処分の対象となり得る事案について、その経過の正確な把握に努め、当該事案に係る薬剤師について、薬剤師法第4条若しくは第5条に該当し、又は同法第8条第2項に規定する「薬剤師としての品位を損するような行為」があったことが確定した事実をもって確認される場合には、別紙「行政処分対象事案報告必要書類」に定める書類により報告すること。

3 薬剤師法第8条第17項（同法第8条の2第5項において準用する場合を含む。）に基づき、処分が予定される者及び処分の種類（免許取消し又は業務停止）を厚生労働大臣から都道府県知事宛てに通知するので、貴職において、当該通知に基づき、第三又は第四に定めるところにより、意見の聴取又は弁明の聴取を行うこと。

なお、薬剤師に対する免許取消等の処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取と薬剤師に対する再教育研修命令に係る弁明の聴取は、同時に行うこととして差し支えないこと。

第三 意見の聴取手続

1 主宰者については、欠格条項（薬剤師法第8条第7項において準用する行政手続法第19条第2項）に留意の上、当該都道府県の職員であって、当該意見の聴

行政処分対象事案報告必要書類

取を主宰するにつき必要な法的知識及び経験を有し、公正な判断をすることができるものと認められるものの中から指名すること。

なお、不利益処分を行う立場にある課の責任者以外の職員を主宰者に指名することが望ましいと考えられること（別記様式第1号）。

- 2 主宰者は、意見の聴取の主宰に関する記録事務等を補助させるため、記録補助者を指名することができること（別記様式第2号）。
- 3 意見の聴取の期日に出頭する都道府県の職員は、不利益処分担当課に所属する職員であって意見の聴取の期日に出頭するにつき、必要な専門的知識を有し、当該事案の内容を熟知しているものの中から選出すること。
- 4 その他意見の聴取の手續に關し必要な書面については、別記様式第3号から別記様式第8号までによること。
- 5 都道府県知事は、意見の聴取を行う上で必要となる書類を厚生労働大臣に求めることができる（薬剤師法第8条第8項）が、これは薬剤師法第8条第7項において読み替えて準用する行政手続法第18条第1項の規定により閲覧請求権を有する者から閲覧を求められた資料を都道府県知事が有していない場合等を想定したものであること。また、この求めは、閲覧を求めた者の氏名及びその者の資格、送付を求める書類の標目並びに当該書類の送付を求める理由を記載した書面により行うこと。
- 6 都道府県知事が厚生労働大臣に提出する意見書には、薬剤師法第8条第9項に定めるもの（主宰者が作成した意見の聴取調書及び報告書の写し）のほか、次の書類を添付すること。
 - (1) 意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書の写し（別記様式第3号）
 - (2) 提出された証拠書類の写し又は証拠物の目録
 - (3) 各都道府県薬剤師会会長等の意見を記載した書面

第四 弁明の聴取手續

- 1 弁明の聴取の手續に關し必要な書面については、別記様式第9号から別記様式第12号までによること。
- 2 都道府県知事等が厚生労働大臣に提出する聴取書の写し及び報告書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 弁明の聴取通知書の写し（別記様式第10号）
 - (2) 提出された証拠書類の写し又は証拠物の目録
 - (3) 各都道府県薬剤師会会長等の意見を記載した書面

第1 報告書

以下の事項について記載すること。

1 該当者

- (1) 本籍 番地等は省略せず、〇〇丁目〇〇番地と記入すること
- (2) 住所 番地等は省略せず、〇〇丁目〇〇番地〇〇号と記入すること
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日（免許証の写しを添付すること）
- (6) 略歴（事件前後については明確に記入すること）

2 事件の概要

3 事件当時の就業先(薬局等)の概要

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 開設者
- (4) 管理者
- (5) 開設年月日
- (6) 従業者数（職種、常勤・非常勤）
- (7) 1日当たりの平均処方せん枚数（病院等においては、入院、外来の別）
- (6) 事件後の状況
 - ア 現在の施設の状況（休止、廃止、継続中、代替等を明確にするとともに、休止又は廃止した場合はその年月日を記入すること）
 - イ 保険薬剤師及び保険薬局の登録状況（登録年月日及び取消年月日を明確に記入すること）

4 その他

- (1) 本人及び家族の状況（年齢及び職業も記入すること）
- (2) 被害者への補償（被害者と交渉があった場合）
 - ア 交渉内容の概要（示談成立調書の写しを添付すること）
 - イ 補償年月日及び補償金額
- (3) 薬剤師会の入会及び退会の状況（事件前後について明確に記入すること）

(4) 薬事犯の場合は、麻薬管理者の免許等の有無及びその内容

5 税法違反の場合の特記事項

- (1) 追徴本税、重加算税、罰金等の納付状況（納付年月日、金額）
- (2) 関連会社が事件に関係ある場合は、会社の概要及び事件への関与の程度
- (3) 実際の所得金額のうち、調剤収入に係る所得金額
- (4) (3) の調剤収入の内訳（「社会保険調剤収入」又は「それ以外」の別及び脱税と確定された金額）

6 調剤報酬の不正請求の場合の特記事項

- (1) 不正請求額の最終決定金額及びその不正請求期間
- (2) 不正請求額の返還状況（返還年月日、金額）

第2 添付書類

- 1 起訴状及び一審から結審までの判決書の謄本
- 2 共謀者等に係る判決文の写し
- 3 当該事件に関する事件時及び判決時の新聞記事
- 4 法人の場合は、定款及び役員名簿
- 5 判決文中の「脱税計算書」の写し

注) 把握できない事項がある場合には、意見の聴取時に本人に確認する等によりその把握に努め、都道府県知事の意見書の提出時に報告すること。

別記様式第1号

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

指 名 書

下記の者を意見の聴取通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号）に係る意見の聴取について、薬剤師法第8条第7項において準用する行政手続法（平成5年法律第88号）第19条第1項により意見の聴取を主宰する者に指名する。

記

所 属 〇〇都道府県〇〇部〇〇課

所 在 地 〇〇〇〇〇〇〇〇

職名及び氏名 〇〇 〇〇

〇〇都道府県知事

(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

指 名 書

下記の者を意見の聴取通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号）に係る意見の聴取について、記録事務等を補助する職員に指名する。

記

所 属 〇〇都道府県〇〇部〇〇課

所 在 地 〇〇〇〇〇〇〇〇

官職及び氏名 〇〇 〇〇

主宰者官職氏名 〇〇〇〇

(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る薬剤師法第8条第6項の規定による意見の聴取及び薬剤師法第8条の2第5項において準用する同法第8条第12項の規定による再教育研修に係る弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

1. 意見の聴取

意見の聴取の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分の原因となる事実		
意見の聴取の期日		
意見の聴取の場所		
意見の聴取に関する事務を所掌する部署	名称	
	所在地	
意見の聴取の主宰者	役職	
	氏名	

2. 再教育研修に係る弁明の聴取

再教育研修に係る弁明の聴取の件名		
予定される再教育研修の内容		
根拠となる法令の条項		
再教育研修の原因となる事実		
再教育研修に係る弁明の聴取の日時		
再教育研修に係る弁明の聴取の場所		
再教育研修に係る弁明の聴取に関する事務を所掌する部署	名称	
	所在地	

(備考)

- あなたは意見の聴取及び再教育研修に係る弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見の聴取の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- あなたは意見の聴取が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第4号

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

意見の聴取期日・場所変更通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号において行うこととしていた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取の件名		
	変更前	変更後
意見の聴取の期日		
意見の聴取の場所		

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取続行・再開通知書

〇〇〇〇 殿

主宰者官職氏名 〇〇〇〇

平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇〇において行った意見の聴取を下記のとおり続行・再開するので通知します。

記

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	

(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

表

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取調書

主宰者官職氏名 〇〇〇〇

意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	
意見の聴取の場所	
当事者（代理人、補佐人）の氏名及び住所	
参加人（代理人、補佐人）の氏名及び住所	
参考人の氏名及び住所	
〇〇都道府県職員の氏名及び職名	
意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者（代理人、補佐人）及び参加人（代理人、補佐人）並びに当事者（代理人）について正当な理由の有無	

裏

提出された資料の標目	
当事者（代理人、補佐人）及び参加人（代理人、補佐人）、都道府県職員及び参考人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取報告書

〇〇都道府県知事 殿

主宰者官職氏名 〇〇〇〇

意見の聴取通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号）に係る意見の聴取を終結したのでその結果を下記のとおり報告します。

記

意見の聴取の件名	
意見	
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張	
理由	

（備考） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

意見の聴取に係る意見書

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事

貴職通知平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号に係る意見の聴取を終結したので下記のとおり報告します。

記

意見の聴取の件名	
意見	
理由	

（備考） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

指 名 書

下記の者を弁明の聴取通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号）に係る弁明の聴取について、記録事務等を補助する職員に指名する。

記

所 属 〇〇都道府県〇〇部〇〇課

所 在 地 〇〇〇〇〇〇〇〇

職名及び氏名 〇〇 〇〇

〇〇都道府県知事

（備考） 公文番号は主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取通知書

〇〇〇〇 殿

〇〇都道府県知事

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る薬剤師法第8条第12項（同法第8条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の聴取を下記のとおり行いますので通知します。

記

弁明の聴取の件名		
予定される処分の内容		
根拠となる法令の条項		
処分の原因となる事実		
弁明の聴取の日時		
弁明の聴取の場所		
弁明の聴取に関する事務を所掌する部署	名称	
	所在地	

（備考） あなたは弁明の聴取の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができます。

（備考） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

表

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取に係る聴取書

〇〇都道府県知事

弁明の聴取の件名	
弁明の聴取の日時	
弁明の聴取の場所	
弁明録取者の氏名及び住所	
弁明の録取の日時に出頭した弁明者又はその代理人の氏名及び住所	
弁明者又はその代理人の弁明の要旨	

裏

提出された資料の標目	
その他参考となるべき事項	

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

弁明の聴取に係る報告書

厚生労働大臣 殿

〇〇都道府県知事

貴職通知平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号に係る弁明の聴取を終結したのでその結果を下記のとおり報告します。

記

弁明の聴取の件名	
意	見
当該処分の原因となる事実に対する弁明者又はその代理人の主張	
理	由

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。



薬食総発第0331001号
平成20年3月31日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

薬剤師に対する再教育研修の運用に係る具体的な留意事項について

標記については、「薬剤師に対する再教育研修の実施について」（平成20年3月31日薬食総発第0331001号）により、再教育研修（以下「再教育」という。）の対象者、内容等を示しているところであるが、再教育の運用に当たっての具体的な留意事項は下記のとおりであるので、貴職におかれては、その内容について御了知の上、貴管内の薬局、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 個別指導者候補者の連絡

個別研修に係る再教育の対象者（以下「個別研修対象者」という。）は、個別指導者（個別研修対象者に対して助言、指導等を行う者であって、厚生労働大臣が指名したものをいう。以下同じ。）を選任する必要があるが、当該個別研修対象者に係る個別指導者として厚生労働大臣の指名を受けるのに適した者がいると考えられる場合には、当該個別研修対象者から、厚生労働省医薬食品局総務課に対して、個別指導者の候補となる者（以下「個別指導者候補者」という。）がいる旨を連絡することも可能であること。その際、当該個別研修対象者は、当該個別指導者候補者に対して、厚生労働省医薬食品局総務課より別途連絡があり得る旨伝達しておくこと。

2. 個別指導者指名承諾書の提出

個別指導者候補者は、自らが個別指導者となることに同意する場合には、厚生労働省医薬食品局総務課に個別指導者指名承諾書（別紙）を提出すること。

3. その他

個別研修対象者に係る個別指導者としては、例えば、当該個別研修対象者の出身大学の教授・准教授や当該対象者が所属する病院の薬剤部長、実務実習実施薬局・医療機関の指導薬剤師等が想定されること。

また、個別研修対象者の身近に個別指導者として適当な者がいない場合には、最終的には薬学教育機関や専門団体等が受け手となることも考えられるが、このような場合においても厚生労働省医薬食品局総務課が相談に応じること。

(別紙)

個別指導者指名承諾書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

私は、(被処分者の氏名)に係る個別指導者(薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)第7条の4第1項第4号に規定する個別指導者をいう。)の指名を受けることについて承諾いたします。

記

氏名	印
所属・役職	
所在地	〒 電話番号: ()
薬剤師名簿登録番号	

(記入要領)

1. 氏名は、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
2. 承諾者が薬剤師でない場合には、薬剤師名簿登録番号の欄は空欄にしておくこと。
3. 承諾書には、個別指導者の要件を満たすことを証する書類等を添付すること。

医道審議会令(平成12年6月7日政令第285号)

(組織)

第1条 医道審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第2条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 1 社団法人日本医師会の長
- 2 社団法人日本歯科医師会の長
- 3 学識経験のある者
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第3条 前条第1項第3号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第5条 審議会に、次の表の上覧に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
医道分科会	医師法（昭和23年法律第201号）第7条第4項及び第24条の2第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第4項及び第23条の2第2項並びに医療法（昭和23年法律第205号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
医師分科会	医師法第10条第2項及び第16条の2第3項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
歯科医師分科会	歯科医師法第10条第2項及び第16条の2第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
保健師助産師看護師分科会	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
理学療法士作業療法士分科会	理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
薬剤師分科会	薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
死体解剖資格審査分科会	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上覧に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、学識経験のある者（医道分科会に属すべき委員及び臨時委員にあっては、第2条第1項各号に掲げる者）のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

- 第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

- 第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第9条 審議会の庶務は、厚生労働省医政局医事課において総括し、及び処理する。ただし、歯科医師分科会に係るものについては厚生労働省医政局歯科保健課、保健師助産師看護師分科会に係るものについては厚生労働省医政局看護課、薬剤師分科会に係るものについては厚生労働省医薬食品局総務課において処理する。

（雑則）

- 第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

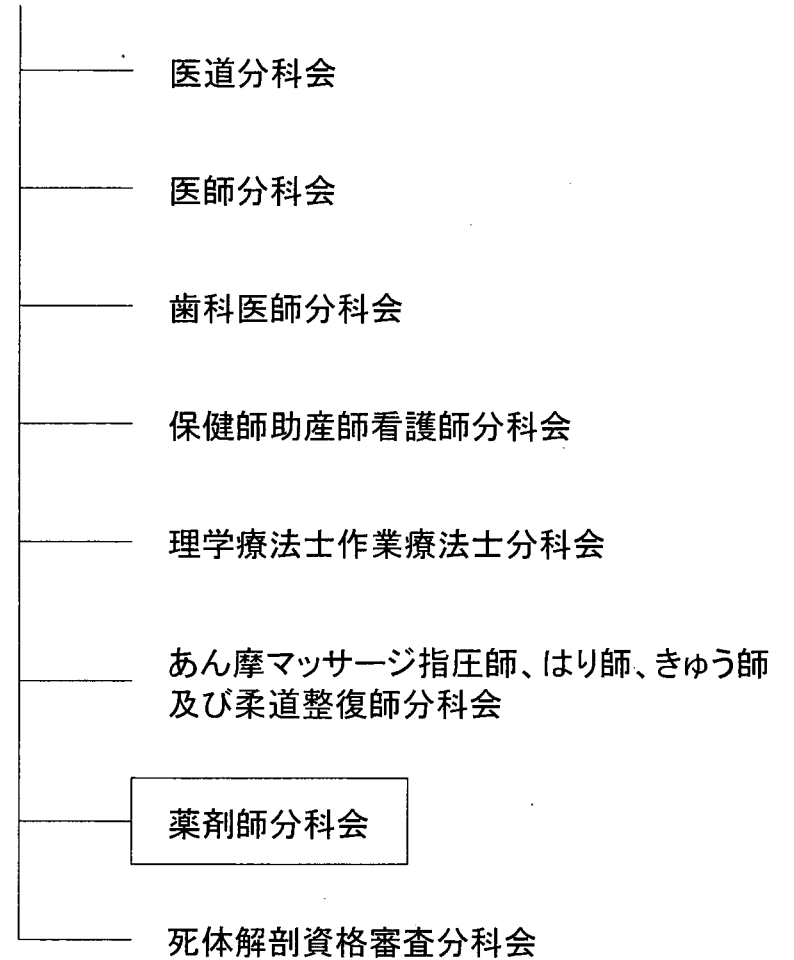
この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成20年3月31日政令第94号）（抄）

この政令は、平成20年4月1日から施行する。

医道審議会薬剤師分科会について

医道審議会



薬剤師分科会

〔薬剤師法(昭和35年法律第146号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること〕

薬剤師倫理部会

〔薬剤師の行政処分に関すること〕

薬剤師国家試験K・V部会

〔薬剤師国家試験の問題内容の妥当性の確認に関すること〕

薬剤師国家試験事後評価部会

〔薬剤師国家試験の評価に関すること〕

薬剤師国家試験制度改善検討部会

〔薬剤師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方策に関すること〕

薬剤師国家試験出題基準改定部会

〔薬剤師国家試験出題基準の改定に関すること〕

赤池 昭紀	京都大学大学院薬学研究科教授
井上 圭三	帝京大学薬学部長
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
笠貫 宏	早稲田大学理工学術院教授
児玉 孝	社団法人日本薬剤師会会長
齋藤 康	千葉大学長
田島 優子	さわやか法律事務所弁護士
辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
手島 恵	千葉大学大学院看護学研究科教授
平井 みどり	神戸大学医学部附属病院薬剤部長
平林 勝政	國學院大學法科大学院長
福島 紀子	慶應義塾大学薬学部教授
武立 啓子	昭和薬科大学教授
堀内 龍也	社団法人日本病院薬剤師会会長
三屋 裕子	筑波スポーツ科学研究所副所長
望月 正隆	東京理科大学薬学部教授

(五十音順、敬称略)